

質疑回答書

高知市長 岡崎 誠也

番号	質疑事項	回答
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。 (切替時に必要となります。)	仕様書別紙1「需要場所一覧」中、No.1, No.36, No.46, No.114～No.121, No.141及びNo.142の施設は四国電力株式会社、それ以外の施設は株式会社ホープです。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設は、仕様書別紙1「需要場所一覧」中、No.1, No.36, No.46, No.114～No.121, No.141及びNo.142です。 自動検針装置(スマートメーター)は全施設に設置されております。
3	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますので、ご容赦ください。	「計量日」が契約書(案)第6条第2項に示す「検針日」と同義である場合、問題ございません。
4	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいか。(例:使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00)	「計量日」が契約書(案)第6条第2項に示す「検針日」と同義である場合、問題ございません。
5	弊社では蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいか。	問題ございません。
6	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただけます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただけますがよろしいでしょうか。	仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設は、仕様書別紙1「需要場所一覧」中、No.1およびNo.142です。 契約電力500kW以上の施設の契約時における契約電力は、仕様書別紙2に示す値とします。供給開始日までに契約電力の変更が必要な場合は、変更日を含めて協議させていただきます。 なお、No.141の施設について現在の契約電力は500kWですが、過去の使用実績から契約電力を500kW未満としております。

番号	質疑事項	回答
7	<p>1 施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。（例：庁舎〇〇円，売店〇〇円等）。ある場合は，分割後の支払金額を弊社に通知いただけます。また，分割後の請求書の発行はできかねますがよろしいでしょうか。</p>	<p>該当する施設はございません。</p>
8	<p>地域の旧一般電気事業者において，燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合，弊社においても同様に見直しを行う予定ですが応じていただけますか。</p>	<p>燃料費調整単価は四国電力株式会社（地域の旧一般電気事業者）が各月毎に算定する額とします。</p>
9	<p>契約書（案）第7条に「電力量料金＝使用電力量×（電力量料金単価＋燃料費調整単価）」と算定式の記載がございますが，弊社が落札した場合の算定式は下記となりますので，ご了承ください。 <請求書記載の算定式> 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価 燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価</p>	<p>公告別記12(2)に定める契約書の作成において，算定式の記載について協議させていただきます。</p>
10	<p>契約書（案）第16条に「甲は，調達期間中に需要場所の廃止又は低圧化等に伴いこの契約による電気の需給を廃止する場合，廃止しようとする日の1か月前までに乙に通知するものとする。」とございますが，弊社では解約は，原則解約希望日の3ヵ月前に申込書を提出していただいておりますので，弊社が落札した場合，該当箇所を「廃止しようとする日の3か月前までに乙に通知するものとする。」に記載変更いただけますでしょうか。</p>	<p>公告別記12(2)に定める契約書の作成において，相当の内容について協議させていただきます。</p>